

# POSTiME

謹賀新年



## コロナウイルスに対応した令和の時代、アナログ配布は進化を遂げる

念頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、一般社団法人全日本ポストイング協会の活動に対し、ご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。心より感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が第5類になり、落ち着いてきたかと思いきや、自然災害に加え暖冬において異常気象が続き、季節はずれのインフルエンザが猛威を振った年でした。

昨年度から、従来行われていた役員会を2ヶ月に1度開くようになり、今年は以前のコロナ前と同様、各部門委員会の開催、理事会および総会開催を予定しております。

そしてついに、電通様のご協力により、念願のポストイング白書が完成いたしました。詳細は後日ご連絡いたしますが、完成披露パーティーを予定しております。皆様にはぜひご参加をお願いするとともに、お取引関係者、業界関係者にお声をかけさせていただき、ポストイング業を幅広く認知していただこうと考えております。

内容につきましては、一目でポストイング業がわかるようになっており、行政の方々にも理解が得られる武器になると思っております。また、この白書ができる前は、口頭においてポストイングを説明しておりました。ご存知の通り様々なポストイングがある中で、なかなか理解を得られない部分もありました。

ポストイングは、全戸配布に始まり集合住宅、年齢層、富裕層などのセグメント配布、その他多岐にわたります。こんな時代だからこそ、手元に届く“ポストイングの需要の活性化”を前面に出し、ポストイング事業の概要である【安全性評価制度・管理責任者制度】の拡充へ向けての活動をしていきたいと考えています。

早いもので、今年は、「パリ 2024 オリンピック、パラリンピック」の開催年です。ほんの少し前に東京オリンピックでしたが、時の経つのを早く感じております。コロナに対する薬も日本国で承認されました。今年の干支は、龍年です。龍のように空高く、私たちポストイング業を営むのも、希望を持って高く舞い、前に進みたいと考えております。

役員一同、十分に状況を見極めながら協会運営に当たりたいと思います。協会会員様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2024年1月

一般社団法人 全日本ポストイング協会  
会長 白井 正良



# 2024年1月 改正電子帳簿保存法施行！

中小企業診断士・社会保険労務士 廣江篤司

税制改正に向けたペーパーレス対応はお済みですか？

2024年1月より、電子取引の電子データ保存の義務化がスタートします。電子帳簿保存法改正にあたって、中小企業が行うべき対処法について見ていきましょう。

## 電子帳簿保存法改正内容の概要

電子帳簿保存法改正では、「電子帳簿等保存」「スキャナ保存」「電子取引」の3つの区分、すべてについて改正が行われています。

任意対応：電子帳簿等保存とスキャナ保存の利用

義務対応：電子取引（企業規模を問わずすべての事業者が対応の必要あり）

区分	電子帳簿等保存	電子データで自らが作成した帳簿や書類を電子的に保存する 例えば（会計ソフト等で）電子的に作成した帳簿、国税関係資料など
	スキャナ保存	取引先から受け取った紙の書類をスキャンして電子的に保存する 例えば紙で受領した書類を画像データで保存するなど
	電子取引	取引先と電子データでやりとりした書類 例えばメール添付したPDFデータなどを電子的に保存するなど

電子帳簿保存法の対象となる書類は、事業者が事業活動で利用する経理帳簿や会計帳簿、受領書の財務に関連する資料全般です。

取引先などから受領した「見積書」「契約書」「請求書」「領収書」などを紙またはメール等で受領もしくは、ECサイト等で受発注した場合など、取引状況により上記の3つに区分して規定した保管方法が求められます。

電子データによる保存が義務づけられているため、これらの文書をデジタル形式に変換し、適切な方法で保管することが必要です。さらに、電子取引だけではなく、紙の書類をスキャナ保存する場合も要件を満たす場合に限り対象となります。

## 電子帳簿保存対応を導入しない場合の罰則とリスク

2024年改正施行後に電子帳簿保存法への対応をしない場合の罰則やリスクは以下の3つです。

- ※ 重加算税10%が加算される可能性  
電子データに改ざんや不正、申告漏れがあった場合には、課税額に追加して重加算税10%が加算されるなど、ペナルティが厳罰化されています。
- ※ 青色申告の取り消し処分の可能性  
電子帳簿保存法に違反した場合、青色申告の承認取り消しの可能性があります。  
青色申告とは、税務署への事前承認を行い一定の要件を満たすことで、税制上の多くの優遇が得られる制度です。しかし、電子帳簿保存法を導入しない場合、不正や改ざんを疑われ、税務署からの承認が取り消され、これらの税務上の優遇処置を失う可能性があります。
- ※ 100万円以下の罰金を課される可能性  
電子帳簿保存法対応を導入しない場合には、会社法に違反したこととなり、罰金が科せられる可能性もあり得ます。会社法では、100万円以下の罰金が科せられることが規定されています。

## 電子帳簿等保存（任意）

税法上保存が必要な帳簿・書類について、会計ソフトなどを用いてパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。

訂正削除履歴などが残ることが原則です。

ただし、訂正削除履歴が残らない帳簿でも「システムの説明書やディスプレイ等を備え付けられている場合」「税務職員からのデータダウンロード要求に応じることができる場合には、認められます。

### 【対象書類】

- ・ 会計ソフトで作成している仕訳日記帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿データ
- ・ 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類データ
- ・ **自社がパソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控えデータ**  
ただし、取引先から紙で受け取った書類やデータをプリントアウトした後に加筆した書類（決算関係書類を除く）などについては、この電帳簿等保存ではなく、スキャナ保存制度を利用してデータで保存できます。

## スキャナ保存（任意）

紙の領収書や請求書などは、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができます。（ただし、スキャナ保存のための様々なルールはあります。）

これにより、スキャン等の作業の手間は生じますが、以下のメリットが得られます。

- ・ 読み取った後の紙書類が廃棄可能。紙の書類のファイリング作業や保存スペースが不要になります。
- ・ 紙で受け取った領収書などをスマホで読み取って経理担当に送付すれば、書類の受け渡しから保存までをスキャナデータのみでできるので、経理担当もテレワークがしやすくなります。

【対象書類】 契約書・見積書・注文書・納品書・検収書・請求書・領収書など、決算関係書類を除く国税関係書類等のうち以下の書類

- ・ 取引相手から紙で受け取った書類
- ・ 自社が手書きなどで作成して取引相手に紙で渡す書類の写し

## 電子取引（義務）

会社業務で、紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータをメール送信やアプリケーションなどを通じてやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

**あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。**

受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

### 【保存のための条件】

この条件は、税務調査の際に職員からデータ開示の求めがあった時に、速やかに提示できることと、そのデータの不正や改ざん等が行われていないことが確認できることを目的としています。

#### ① 改ざん防止のための措置（以下の方法などにて対応する必要があります。）

- ・ 「改ざん防止のための事務処理規程」を定めて、取引・保存ルールを定めて運用する。
- ・ 保存データにタイムスタンプを付与して、不正や改ざん等が行われていないデータであることを示せるようにする。
- ・ 訂正・削除の履歴が残るシステム等を導入し、データの授受・保存ができるようにする。

#### ② 「日付・金額・取引先」で検索できること

- ・ 表計算ソフト等を用いる場合には、表計算ソフト自体の索引簿を作成する方法 表計算ソフト等の機能を使って検索する方法などで、必要なデータが容易に検索できるようにする。
- ・ データを PDF や Jpeg などの画像データで保存する場合には、ファイル名に規則性（例えば、「日付・金額・取引先」というファイル名に統一するなど）を持たせること。  
そして、特定のフォルダ（売上請求書フォルダ<得意先ごとのフォルダなど）に集約しておき、フォルダの検索機能が活用できるようにすること。

#### ③ ディスプレイやプリンタ当の備え付け

データの開示ができるようにするために、「どこかにデータがあるはずです」という対応ではなく、画面またはプリントアウトして確認ができる様な準備をしておくことが求められています。

## まとめ

電子帳簿保存法は、全ての事業者に影響を及ぼし、適切な対応が必須です。

法令を遵守しつつ、経理業務の効率化や文書の管理リスクを軽減するためには、帳簿管理システムやクラウドサービスをはじめとしたアプリケーションの活用、社内体制の整備、人材育成が不可欠です。

電子帳簿保存法への対応を後回しにせず、十分な検討を行いましょう。



## 広報委員会よりお知らせ

当協会のマスコットキャラクター「Pくん」は2020年8月に誕生しました。

「ポストイングを基調としたオリジナルキャラクター」

「多くの方が親しみやすいデザイン」

「業界発展をアピールするデザイン」

「幅広い用途で活用できるデザイン」

などの選考基準を満たした応募総数15作品の中から審査を経て選ばれましたが、広報誌「ポストタイム」の挿絵として登場させるぐらいで、まだ協会として活用できていないのが現状です。

ポストイング業界に興味・関心を持つとともに身近に感じてもらえるように、様々な手法を用いて、より多くの方にPくんの存在を知ってもらう必要があります。引き続き、広報委員会ではPくんの活用方法を検討していきます。

会員の皆様の中で何か良いアイデアをお持ちでしたら、ぜひ協会までご一報ください。

[info@posting.or.jp](mailto:info@posting.or.jp)



協会マスコットキャラクター Pくん

### Pくん 活用例

- ・LINEスタンプ
- ・協会ホームページに掲載
- ・名刺デザイン
- ・ノベルティグッズ  
(クリアファイル、タオル、ステッカーなど)
- ・4コマ漫画(?)
- ・着ぐるみ(?)
- ・より詳しいプロフィールを設定  
(特技は「ポストイング」、好きな食べ物は「ピーナッツ」、苦手な食べ物は「ピーマン」ということだけ決まっています)

## 編集後記

寒い折り、皆様いかがお過ごしでしょうか。コロナ禍は完全に収束したと言えないまでも、去年は数年ぶりに今までの日常を取り戻せたと感じられる一年となったのではないのでしょうか。ポストタイムも久しぶりの発刊となりましたが、本年はさらに協会の活動を活性化させ、紙面で皆様に活動内容をお知らせできるようにしたいと考えております。2024年はポストイング白書の発表イベントを開催予定です。日程は後日ご案内いたしますので、楽しみにお待ちください。今後とも協会への一層のご参加・ご協力を宜しく願いたします。

記 川井・岡田

発行

一般社団法人 全日本ポストイング協会

発行責任者：川井 慎太郎  
編集：岡田 卓也

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-7-18  
エキスパート新横浜 725

☎ 045-595-9686 FAX 045-595-9680  
✉ [info@posting.or.jp](mailto:info@posting.or.jp)



全日本ポストイング協会  
ALL JAPAN POSTING ASSOCIATION